

兵庫県公報

令和4年12月6日 火曜日 第369号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 特定計量器定期検査の実施（地域産業立地課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（建築指導課）	7
公 告	
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	8
○ 落札者等の公示（物品管理課）	9
○ 同 上（同）	9
正 誤	
○ 令和4年5月13日付け兵庫県公報第310号中	10

告 示

兵庫県告示第1432号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、洲本市、芦屋市、豊岡市、西脇市（黒田庄町の区域を除く。）、三木市吉川町、高砂市、加西市、丹波篠山市、養父市、南あわじ市、淡路市、猪名川町、香美町及び新温泉町の区域における質量計の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）を次のとおり実施する。

令和4年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関）
神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター内
一般社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
洲本市	令和5年11月7日(火)から同年12月1日(金)まで	検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所
芦屋市	令和5年10月17日(火)から同年11月9日(木)まで	
豊岡市	令和5年5月9日(火)から同年6月29日(木)まで	
西脇市 (黒田庄町の区域を除く。)	令和6年1月16日(火)から同月30日(火)まで	
三木市吉川町	令和5年6月14日(水)から同月16日(金)まで	
高砂市	令和6年1月16日(火)から同年2月15日(木)まで	
加西市	令和5年7月19日(水)から同年8月4日(金)まで	
丹波篠山市	令和5年9月5日(火)から同年10月5日(木)まで	
養父市	令和5年6月20日(火)から同年7月7日(金)まで	
南あわじ市	令和5年11月20日(月)から同年12月15日(金)まで	
淡路市	令和5年10月3日(火)から同年11月2日(木)まで	
猪名川町	令和5年7月11日(火)から同月14日(金)まで	
香美町	令和5年5月9日(火)から同年6月1日(木)まで	
新温泉町	令和5年4月11日(火)から同月20日(木)まで	

注：土曜日、日曜日及び祝日を除く。



兵庫県告示第1433号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

引野土地改良区

退任役員

役員の区分
理事

氏名
赤木 新太郎

住所
豊岡市引野972番地

同	木村幸孝	同	市引野573番地
同	藤本英治	同	市引野509番地
同	和田利幸	同	市引野936番地
同	由良卓己	同	市引野61番地
同	竹村宗一郎	同	市引野503番地
同	藤木繁行	同	市引野81番地
同	竹村子匡	同	市引野149番地
同	木村壽彰	同	市引野122番地
同	由良正人	同	市引野101番地
同	西村洋	同	市土湊757番地
同	丸岡勲	同	市中郷1568番地
監事	和田美好	同	市引野943番地
同	上坂幾夫	同	市土湊971番地
同	西村文男	同	市中郷1550番地

就任役員

役員区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏名

木村幸孝

藤木繁行

由良卓己

和田利幸

竹村英利

竹村正明

由良幸二

由良和則

竹村圭史

竹村清志

上坂幾夫

森本和仁

和田美好

西村文男

太田悟

高品賀弘道

住所

豊岡市引野573番地

同 市引野81番地

同 市引野61番地

同 市引野936番地

同 市引野100番地の1

同 市引野505番地

同 市引野101番地

同 市引野67番地

同 市引野536番地の1

同 市引野954番地

同 市土湊971番地

同 市中郷1665番地

同 市引野943番地

同 市中郷1550番地

同 市土湊540番地の10

同 市引野963番地

兵庫県告示第1434号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和4年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定を解除する区域

令和2年8月11日兵庫県告示第833号により指定した区域（兵庫県丹波市柏原町柏原字南賀5202番1、5203番、5205番、5206番、5207番、5208番1、5202番1地先、5203番地先、5205番地先、5206番地先、5207番地先及び5208番1地先）の一部

2 特定有害物質の名称

砒素及びその化合物

3 汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去

兵庫県告示第1435号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次

のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年9月10日から令和5年3月25日まで
- 3 作業地域
赤穂市西有年地内



兵庫県告示第1436号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年10月20日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域
神河町福本、柏尾及び加納地内



兵庫県告示第1437号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年10月24日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域
神河町吉富地内



兵庫県告示第1438号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図作成及び修正（地図情報レベル2500））
- 2 作業期間
令和4年8月23日から令和5年2月28日まで
- 3 作業地域
宍粟市全域



兵庫県告示第1439号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次

のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年10月17日から令和5年3月25日まで
- 3 作業地域
太子町東保地内



兵庫県告示第1440号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和4年4月5日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域
新温泉町諸寄地内



兵庫県告示第1441号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年10月3日から令和5年5月31日まで
- 3 作業地域
香美町村岡区長瀬地内



兵庫県告示第1442号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量、路線測量、現地測量及び用地測量）
- 2 作業期間
令和4年9月1日から令和5年1月31日まで
- 3 作業地域
養父市広谷地内



兵庫県告示第1443号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次の

とおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
令和4年8月23日から令和5年2月28日まで
- 3 作業地域
尼崎市の一部



兵庫県告示第1444号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおりに公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（デジタル撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間
令和4年10月13日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市全域



兵庫県告示第1445号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、伊丹市長から次のとおりに公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
令和4年10月3日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
伊丹市の一部



兵庫県告示第1446号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、豊岡市長から次のとおりに公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
令和4年11月10日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域
豊岡市全域



兵庫県告示第1447号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南あわじ市長から

次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影（地図情報レベル500））
- 2 作業期間
令和4年8月12日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
南あわじ市全域



兵庫県告示第1448号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、猪名川町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間
令和4年11月1日から令和5年3月27日まで
- 3 作業地域
猪名川町全域



兵庫県告示第1449号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、稲美町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影（地図情報レベル500）及び写真地図作成）
- 2 作業期間
令和4年10月17日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
稲美町全域



兵庫県告示第1450号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年9月12日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
三木市志染町地内



兵庫県告示第1451号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨北播磨県民

局長から報告があった。

令和4年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 日時

令和4年12月16日（金）午後1時から午後2時まで

2 場所

加東市社字西柿1075—2 兵庫県社総合庁舎 本館3階301会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 有限会社瀬戸工務店

代表者氏名 瀬戸久司

事務所所在地 加西市北条町北条48—8

免許証番号 兵庫県知事（8）第350211号

免許年月日 平成30年7月20日

公 告

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和4年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ケーズデンキ西宮えびす南店

所在地 西宮市浜町9番の一部

2 法第8条第1項の規定により西宮市から述べられた意見の概要

（交通政策課）

(1) 対象地北側の市道幹第2号線は、路線バスの運行ルートになっているため、工事期間中及び工事完了後の営業時間中に多数の来場者が見込まれる場合は、路線バスの運行の支障にならないように円滑なバスの運行に配慮されたい。

(2) 駐車場法に該当する場合、バス停標柱から10メートル以内に駐車場の出入口を設置することはできない。（都市デザイン課）

(1) 屋外広告物を掲出する場合は、事前に協議されたい。

(2) 道路上に看板（のぼり旗等）を設置しないようにされたい。

（事業系廃棄物対策課）

良好な商業環境を目指し、地域社会の一員として、関係法令等に基づいた廃棄物に係る情報提供や廃棄物等の運搬や処理、減量化及びリサイクルの推進などについて、下記のとおり協力願いたい。

(1) 法令等に基づき、店舗等の産業廃棄物、一般廃棄物を適正に処理（分別・保管・収集運搬等）されたい。

(2) 事業系一般廃棄物の減量のため、ダンボールやOA用紙などの再資源化可能古紙類は分別し、リサイクルされたい。

(3) 複合商業施設等について、ビルメンテナンス事業者等（以下「管理受託者」という。）が建物所有者の委託を受けて一般廃棄物を含む維持管理をする場合は、建物所有者等（共用部から排出する廃棄物処理について）や入居する店舗やテナント、事務所等（以下「店舗等」という。）と廃棄物を含む維持管理に係る契約（処理に関する事務手続きを代行する等）を書面等にて行い、店舗等に廃棄物適正処理の協力を求めるとともに、計量をするなどして排出量や種類、推移等を把握されたい。

(4) 店舗等か管理受託者において、「廃棄物減量化等計画書兼廃棄物管理責任者選任（変更）届出書」の提出に協力願いたい。

ア 西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条において定めている特定事業者にあたる場合は提出義務があるので提出願いたい。また、併せて、「廃棄物管理責任者」を選任願いたい。（管理受託者が提出の場合は、「届出者」欄に「事務手続き代行」と併記し、一般廃棄物の排出者と廃棄物の種類、排出量のリストを添付されたい。）

イ 特定事業者にあたらな場合も、事業系一般廃棄物の減量が喫緊課題となっていることから、可能な限り、「廃棄物減量化等計画書兼廃棄物管理責任者選任（変更）届出書」提出に協力願いたい。

- (5) 店舗等から排出する一般廃棄物の責任所在は排出事業者にあることから、収集運搬許可業者との一般廃棄物の処理契約は、原則として各店舗等が行われたい（事務手続きは管理受託者にて代行可能）。
- (6) 市が店舗等や管理受託者等に、一般廃棄物の排出状況について訪問調査、照会等を依頼した場合には、協力願いたい。
- (7) 物販店等小売事業者は、プラスチック類の排出抑制を推進するため、レジ袋削減に向けた取り組みや買い物袋持参促進などのプラスチック製容器包装削減に努め、事業者と市で行う協議や協定、各種強化キャンペーンに協力願いたい。
- (8) 店舗等が飲食料品販売店や飲食店の場合は、可能な限り食品リサイクルに取り組み、食品ロスの削減を推進されたい。

（環境保全課）

- (1) 運搬車両や荷物の積み下ろしに伴う騒音は、本来規制の対象ではないが、作業の時間帯を考慮する、隣接する住居から離れた場所で作業を行う等、近隣に十分配慮されたい。
- (2) 来店客の車に対しては、必要に応じて交通誘導員を配置する等、円滑に場内誘導されたい。
- (3) 運搬車両を含めアイドリングしないよう看板等で啓発されたい。

（自転車対策課）

- (1) 自己の敷地内で責任を持って駐輪場を確保されたい。
- (2) 周辺道路への違法駐輪の防止を徹底するなど、周辺地域の円滑な交通環境を確保するように十分配慮されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年12月6日から1月間



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年12月6日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
道路総合管理システム機器（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年10月24日
- 4 落札者の名称及び住所
NTT・TCリース株式会社 神戸支店 神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号
- 5 落札金額
515,900円（月額、税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和4年9月13日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年12月6日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
建設雪寒機械（除雪トラック7トン級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年11月7日
- 4 落札者の名称及び住所
UDトラックス株式会社神戸カスタマーセンター
神戸市東灘区魚崎南町2丁目19番25号
- 5 落札金額
36,190,000円（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和4年9月27日

正 誤

○令和4年5月13日付け（兵庫県公報第310号）
兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（令和4年兵庫県公安委員会規則第6号）中

（ページ） 60

（誤）

「

再 交 付 の 理	1	亡失・滅失
	2	汚損・破損
	3	盗難
	4	その他（ ）

」

を

（正）

「

再 交 付 の 理 由	1	亡失・滅失
	2	汚損・破損
	3	盗難
	4	その他（ ）

」

に改める。

（ページ） 63

（誤）

「

- 注 1 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「課程の区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 「添付書類」欄は、添付する書類名を記載すること。

」

を

(正)

「

- 注 1 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 「課程の区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
 3 「添付書類」欄は、添付する書類名を記載すること。

」

に改める。

(ページ) | 66

(誤)

「

運転免許者取得者等教育の認定に関する規則第7条 ^{第1項} _{第3項}の規定による公示事項等についての変更の届出をします。

」

を

(正)

「

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条 ^{第1項} _{第3項}の規定による公示事項等についての変更の届出をします。

」

に改める。

(ページ) | 70

(誤)

「

- 注 1 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 「方法の区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
 3 「添付書類」欄は、添付する書類名を記載すること。

」

(正)

「

- 注 1 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 「方法の区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
 3 「添付書類」欄は、添付する書類名を記載すること。

」

に改める。

(ページ) | 74

(誤)

「

- 注 1 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 「方法の区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
 3 「添付書類」欄は、添付する書類名を記載すること。

」

を

(正)

「

- 注 1 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「方法の区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 「添付書類」欄は、添付する書類名を記載すること。

」

に改める。